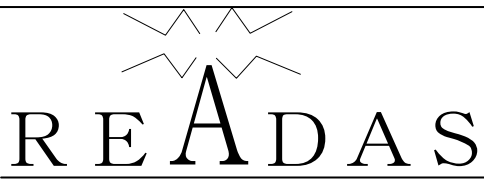


第 5294 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 8月21日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 会社で養老保険に加入する場合

**Q**：会社で、定期預金の代わりに養老保険に加入しようと思っています。税務の取扱いはどうになりますか？

**A**：契約形態によって違います。

### 【解説】

法人が契約者となり、役員又は使用人を被保険者とする養老保険に加入して支払った保険料は、保険金の受取人に応じて次のとおり取り扱われます。

①死亡保険金及び生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料の額は、保険事故の発生又は保険契約の解除、若しくは失効によりその保険契約が終了する時まで損金の額に算入されず、資産計上となります。

②死亡保険金及び生存保険金の受取人が被保険者又はその遺族の場合

支払った保険料の額は、その役員又は使用人に対する給与となります。なお、役員給与とされる保険料の額で法人が経常的に負担するものは、定期同額給与となります。

③死亡保険金の受取人が被保険者の遺族で、生存保険金の受取人が法人の場合

支払った保険料の額のうち、その2分の1に相当する金額は①により資産に計上し、残額は期間の経過に応じて損金の額に算入します。

ただし、役員又は部課長その他特定の使用人のみを被保険者としている場合には、その残額はそれぞれその役員又は使用人に対する給与になります。

